

秋田公立美術大学学生生活委員会規程

令和3年3月30日

規程第9号

(設置)

第1条 秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第16条第1項の規定に基づき、秋田公立美術大学に学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の厚生および補導に関すること。
- (2) 学生の保健管理に関すること。
- (3) 学生の課外活動および学生の団体に関すること。
- (4) 学生の奨学金に関すること。
- (5) その他学生生活に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから学長が指名する者を委員として組織する。

- (1) 美術学部美術学科各専攻および大学院複合芸術研究科の専任教員 各1人
- (2) 美術教育センターおよび基礎教育センターの専任教員 各1人
- (3) 事務局長が推薦する事務局職員 2人以内

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、委員を増減し、又は期間を定めたとえで同項に規定する者以外の者を委員とすることができる。

(令和6規程16・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、学長は、補欠の委員を指名することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 委員会は、学生の生活に関する専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、委員が作成し、議長が確認の上、署名する。

2 前項の議事録は、事務局長が保管するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の協議内容について、学長又は学長が指定する会議もしくは者に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日規程第16号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。